

## 会 議 録

|             |   |  |     |      |          |
|-------------|---|--|-----|------|----------|
| 会議の名称       |   | つくば市地域福祉計画（第 4 期）策定委員会                                 |     |      |          |
| 開催日時        |   | 令和 3 年 7 月 26 日 午前 10 時 00 分～                          |     |      |          |
| 開催場所        |   | つくば市役所 2 階 201 会議室                                     |     |      |          |
| 事務局（担当課）    |   | 福祉部社会福祉課   |     |      |          |
| 出席者         | 委員  | 名川 勝、森地 徹、小原正彦、田口幸子、中島重雄、<br>下司優里、飯泉孝司、伊藤達也、長卓良、       |     |      |          |
|             | 事務局   | 飯村社会福祉課長補佐、飯田社会福祉課係長                                   |     |      |          |
| 公開・非公開の別    |   | 公開   | 非公開 | 一部公開 | 傍聴者数 0 人 |
| 非公開の場合はその理由 |   |  |     |      |          |
| 議題          |   | (1) 地域福祉計画（第 3 期）最終評価について<br>(2) 地域福祉計画（第 4 期）進捗管理について |     |      |          |
| 会議次第        | 1 開 会<br>2 委員長あいさつ<br>3 事務局報告<br>4 協議事項<br>(1) 地域福祉計画（第 3 期）最終評価について<br>(2) 地域福祉計画（第 4 期）進捗管理について<br>5 その他<br>6 閉 会 |  |     |      |          |

< 審議内容 >

**【事務局】** 定刻を過ぎましたので、ただいまからつくば市地域福祉計画（第4期）策定委員会を開催いたします。議事進行まで司会を進めさせていただき、社会福祉課課長補佐飯村と申します。

本日の委員会は、9名の御出席をいただいております。定数の半数以上となりますので、つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条の規定により、本日の策定委員会は成立いたしますことを御報告いたします。

また、コロナウィルス感染予防として、協議時間につきましては御配慮願います。

それでは、委員長より御挨拶をお願いいたします。

**【委員長】** それでは、皆さんお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回につきましては、前回の議論を受けて、評価については進捗管理も含めて考えたほうが良いと申し上げて、今回（策定委員会を）開催する運びとなりました。

それでは、進捗管理等今後のことを含めてご意見をいただけるとありがたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【事務局】** ありがとうございました。続きまして、今年度4月より委員の変更がございました。ご紹介させていただきます。

「つくば市社会福祉協議会 副会長 長 卓良様」です。長様から一言ご挨拶をお願いいたします。

**【委員長】** どうぞよろしくをお願いいたします。

**【事務局】** ありがとうございました。

事務局のほうから会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市地域福祉計画策定委員会につきましては、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題に移ります。

ここからは委員長に進行をお願いしたいと思います。名川委員長、よろしく  
お願いいたします。

**【委員長】** それでは、協議事項の(1)つくば市地域福祉計画(第3期)最終  
評価について

まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

**【事務局】** 本日の資料を確認します。

資料1「つくば市地域福祉計画第3期(最終)評価一覧表」、資料2「地域福  
祉計画(第3期)進捗状況集計結果」、資料3「つくば市地域福祉計画(第3  
期)概要版」、資料4「つくば市地域福祉計画(第3期)抜粋」以上になりま  
す。

**【事務局】** 事前に配布した資料について訂正があります。

資料1「つくば市地域福祉計画第3期(最終)評価一覧表」施策番号42 社会  
福祉課：生活困窮者への相談支援の最終評価を「・B」から「・A」に訂  
正。施策番号50 社会福祉協議会：団塊の世代への活動支援「・A」から  
「・B」に訂正。資料2 集計表のトータルの変更はなしです。

**【事務局】** 協議事項(1)について 資料1・資料2に基づき説明。

**【委員長】** 質問がある方はお願いします。

**【委員】** (評価について)現状維持という評価があるが、起点はいつか。

**【事務局】** 5年間のトータルでの評価になります。

**【委員】** 健康増進課「食生活改善」とはどのようなことを行っているのか？

**【委員】** 食生活改善支援については、(活動の一部を例に挙げると)小学校等で  
手洗い指導等を行っている。

**【委員長】** 高齢者への関わりもあるか。

【委員】以前、高齢者を対象に食生活改善に関する指導を行ったことがある。活動内容等を積極的に多くの方に周知する必要がある。

【委員】この他、親子（を対象とした）生活改善指導を行ったことがある。

【委員】事業内容が一般の方に分かりづらいと思われる。

【委員長】各事業内容について知らないことも多い。このように確認できる機会があるのはよいことだと思う。

【委員】教育相談センター各小学校における相談 R2 年度の相談件数と金額を知りたい。

【事務局】担当課に確認し、分かり次第回答します。

## (2) 地域福祉計画（第 4 期）進捗管理について

【委員長】第 3 期の最終評価と共に、第 4 期の進捗評価をどのように進めていくのがよいか。委員の方に意見をもらいたい。

第 4 期の最終評価を第 5 期計画に反映させるために、暫定版でよいので（4 期の計画が 4 年程度経過した頃を目安に示す）参考にしたい。中間評価・最終評価ともに進捗評価のスケジュールを計画してほしい。また、評価方法の検討も必要である。

（評価方法については）例えば、各事業の達成基準を設定し、それに対してどのように達成するかを記述する等の方法がある。

【委員】（このことについて）委員の方からご意見をいただきたい。

【委員】地域福祉計画を評価する際に、他部署の各種計画と連携しているのか確認したい。

【事務局】第 3 期の最終評価は、各課で評価を実施したものです。各課の福祉計画と連携という点では、今後相互に反映できるよう検討が必要です。

【委員】今回の評価は、各担当課等から提出されたものだが、評価基準はあるか。それとも評価する人の主観になるか。

【事務局】（地域計画以外の）各福祉計画の評価基準は、数値化されていることが多いが、地域福祉計画は（指標を）数値化することが難しい。

各課担当者等の主観で評価することはなく、全庁的に実施している事務事業評価を参考に評価しています。

【委員長】障害福祉計画等は、数値化している。（計画策定の）サイクルが同時期であれば参考になると思う。

【事務局】今後、他課の福祉計画を参考にできるよう連携していきたいと思えます。

【委員】数値化されていない評価をするのは、（担当の）主観になりがちであり、難しいと思う。

【委員長】評価を数値化で表すということは、ニーズに対してキャパシティーをどれくらい達成するかとういことである。

【委員】例を挙げると、福祉事業所数が足りていること等を表していると思う。計画に対して数値が伸びているか否か。伸びていないとしたらどういう事情があったのかを確認し、話合うことだと思う。

【委員長】他市の例で言うと、全てを数値化することは難しいと言える。

【委員】数値化しない部分は、どのように評価していくのか。

【委員長】難しいところではあるが、自己評価部分の目標設定を明確にすることが必要だろう。

【委員】指標をあらかじめ設定し、できるだけ数値化をすすめていくほうがよいと思う。

【委員】評価というのは、第1者評価・第2者評価・第3者評価がある。

第1者評価は、事業主体、本日示している事業評価一覧となる。第2者評価は、当事者等からのアンケート等。第3者評価に当たるのが、地域福祉計画策定委

員会である。第 3 評価機関に委託するのが予算的に難しいのであれば、この策定委員会が諮問機関になると思う。

**【委員】**評価の根拠について、評価を実施した(担当課等)の意見をきいて、今後の計画変更や策定に生かせればよい。第 4 期計画中間評価の際は、策定委員会を数回に分けて行う等、時間をとって取り組みたいと思う。

**【委員長】**よくある事例として、中間評価に向けて各セクションで(評価を)実施し、最終評価の時期が近づいたら、ブロックごとにチェックする。それを踏まえた上で策定検討を進めるというスケジュール。

中間評価に向けて、(予算があればだが)委員に伺う機会を数回設ける(策定委員会を数回開催する)というのはいかがか。

**【事務局】**中間評価に向けて、予算を考慮しスケジュールを立て(委員に)お示しします。

**【委員長】**準備が大変だと思うが、よろしくお願ひしたい。  
その他に意見はありますか。

**【委員】**地域福祉計画(第 4 期)の期間は 5 年間あり、策定委員が変わってしまうこともある。(主に)市民委員の方々は引き続き委員を引き受けてほしい。

**【委員長】**貴重なご意見です。ぜひ継続していただきたい。

**【委員長】**他に質問がなければ、その他事務局から連絡願ひます。

**【事務局】**本日、委員の方々に最終評価を承認いただいたので、後日、市のホームページにて(資料 1 を)公表いたします。また、今後軽微な修正についての承認は、委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員長】**及び**【委員】**委員長一任で願ひしたい。

**【事務局】**また、本日欠席した委員から意見を承っていますので、お伝えさせていただきます。「移動支援」についての意見です。主に高齢福祉課・障害福祉課・包括支援課等、「移動支援」に係る部署と勉強会を開きたいとのことでした。

様式第1号

これについては、地域福祉計画で直接対応するのではなく、具体的な事業についての意見となります。委員より策定委員会の場で伝えてほしいとのことでしたので、お伝えしました。関係部署には、事務局からお伝えいたします。

また、今後のスケジュールについては決まり次第、連絡いたします。

**【委員長】**他にないようであれば、以上をもちまして本日の会議は終了となります。本日は、ありがとうございました。

## つくば市地域福祉計画第3期(最終)評価一覧表

|          |   |
|----------|---|
| 進捗評価基準   | 成果は上がっている<br>一定の成果は上がっている<br>成果は上がっていない |
| 今後の方向性基準 | A 拡充<br>B 現状維持<br>C 縮小(廃止を含む。)          |

| NO | 担当課室              | 施策名                     | 内 容   | 主な事業                    | 中間評価 |        | 最終評価 |        |
|----|-------------------|-------------------------|---|-------------------------|------|--------|------|--------|
|    |                   |                         |   |                         | 前期評価 | 今後の方向性 | 最終評価 | 今後の方向性 |
| 1  | 社会福祉課             | 地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進 | 地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。   | 市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価     |      | B      |      | B      |
| 2  | 健康増進課             | 食生活改善推進員の活動支援           | 各地区で食生活改善のための伝達講習や食育普及活動に積極的に取り組めるよう、食生活改善推進員の増加・育成を支援することで、地区組織活動の充実を図ります。       | 食生活改善推進員の活動支援事業         |      | B      |      | B      |
| 3  | 高齢福祉課             | 市民主体のイベントの支援            | 各種大会やまつりについて、市民主体の企画運営を目指し支援を行います。(チャレンジアートフェスティバル・おひさまサンサン生き生きまつり)               | 敬老福祉大会                  |      | B      |      | B      |
|    | 高齢福祉課             |                         |   |                         |      | B      |      | B      |
|    | 障害者地域支援室          |                         |   | おひさまサンサン生き生きまつり         |      | B      |      | B      |
|    | 社会福祉協議会           |                         |   |                         |      | B      |      | B      |
|    | 障害者地域支援室          |                         |   | チャレンジアートフェスティバル事業、等     |      | B      |      | B      |
|    | 社会福祉協議会           |                         |   |                         |      | B      |      | B      |
| 4  | スポーツ振興課           | 市民協働による地域福祉の推進          | 市民、行政、様々な組織と、市民協働によって地域福祉の充実を目指します。   | 市民協働のスポーツ活動推進事業         |      | B      |      | B      |
|    | 市民活動課             |                         |   | アイラブつくばまちづくり寄付基金活用事業等   |      | B      |      | B      |
| 5  | 高齢福祉課             | 小地域単位での支えあいのまちづくりの推進    | 支部事業を中心に、地域ごとに行われるお祭りやふれあい事業等を実施することで、小地域単位の支えあいのまちの土台づくりを行います。                   | ふれあいいきいきサロン事業           |      | B      |      | B      |
|    | 社会福祉協議会           |                         |   |                         |      | A      |      | A      |
| 6  | 市民活動課             | 区会の設立及び区会加入の促進          | 地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、様々な場面において区会への加入を推進します。                                     | 区会の設立及び区会加入の促進、区会との連携強化 |      | B      |      | B      |
| 7  | スポーツ振興課           | スポーツを通じた交流の促進           | (一社)つくば市スポーツ協会などと協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図り、地域間交流・家族交流を促進します。           | スポーツ・レクリエーション活動の充実      |      | B      |      | B      |
| 8  | 社会福祉課             | 地域福祉概念の普及・啓発            | 地域福祉に関する考えを市内に広めます。   | 地域福祉出前講座                |      | B      |      | B      |
|    | 社会福祉協議会           |                         |   |                         |      | B      |      | B      |
| 9  | 障害者地域支援室          | ノーマライゼーション理念の普及・啓発      | 障害への理解が進むことで、障害者の方が安心して生活ができるよう、地域での支えあいの体制を構築します。                                | チャレンジアートフェスティバル         |      | B      |      | B      |
|    |                   |                         |   | 体験乗馬療法教室                |      | B      |      | B      |
| 10 | 障害福祉課<br>障害者地域支援室 | 心のバリアフリー化についての意識啓発      | 心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、障害者の社会参加を促進できるよう広報「つくば」等を活用して、民の意識啓発を行います。               | ノーマライゼーション理念の普及・啓発      |      | B      |      | B      |
| 11 | 障害福祉課             | 参加しやすいボランティア活動の創出       | ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、一般市民を対象とした講演会や講座等などを引き続き実施します。 | ボランティア参加機会の創出事業         |      | B      |      | B      |
|    | 地域包括支援課           |                         |   |                         |      | B      |      | B      |
|    | 社会福祉協議会           |                         |   |                         |      | B      |      | B      |



|    |                     |                             |  |                               |  |   |  |   |
|----|---------------------|-----------------------------|--|-------------------------------|--|---|--|---|
| 12 | 社会福祉課               | 小中学校における福祉・環境教育の推進          | 支え合いの精神を育てるため、学校教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。  | 福祉教育<br>道徳教育<br>環境教育          |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会             |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 教育指導課<br>(現: 学び推進課) |                             |  |                               |  | B |  | B |
| 13 | 市民活動課               | 人権擁護活動の推進                   | 市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。  | 人権教育                          |  | B |  | B |
|    |                     |                             |  | 人権啓発                          |  | B |  | B |
|    |                     |                             |  | 人権相談                          |  | B |  | B |
| 14 | 文化振興課(現: 文化芸術課)     | 市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発        | 地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。  | 社会教育等                         |  | B |  | B |
|    | 生涯学習課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
| 15 | 男女共同参画室             | 男女共同参画意識の啓発                 | 男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組みます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人一人の能力や行動力を高めます。   | 男女共同参画会議                      |  | B |  | B |
|    |                     |                             |  | 男・女セミナー                       |  | B |  | B |
|    |                     |                             |  | 男女共同参画室だよりの発行                 |  | B |  | B |
|    |                     |                             |  | 出前講座等                         |  | B |  | B |
| 16 | 障害者地域支援室            | 差別禁止の意識啓発                   | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向をみながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。   | 差別禁止の意識啓発                     |  | B |  | B |
| 17 | 社会福祉課               | 多様な主体によるサービス提供の促進           | NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性をいかした効果的なサービスの提供を促進します。  | ボランティアセンターの充実                 |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会             |                             |  |                               |  | B |  | B |
| 18 | 市民活動課               | ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供     | 中間支援施設である市民活動センターを拠点として、NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動の支援を提供していきます。ボランティアセンターを拠点として、市民ボランティアの育成と人材を活用し、活動支援や学習する機会の充実を図るとともに、情報提供を行います。 | ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催 |  | B |  | B |
|    | 生涯学習推進課             |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会             |                             |  |                               |  | B |  | B |
| 19 | 市民活動課               | 人材バンクの充実                    | 市民活動センター登録団体情報と社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体情報を相互活用し、人材バンクの充実を図ります。  | 人材バンクの充実                      |  | B |  | B |
|    | 社会福祉課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会             |                             |  |                               |  | B |  | B |
| 20 | 社会福祉課               | 広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実 | 地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報「つくば」や各種情報誌、市のホームページ、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報の充実を図ります。内容の充実だけでなく、見やすさ(文字、図表、イラストなど)など、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。   | 各課関係情報の充実、情報誌の充実              |  | B |  | B |
|    | 障害福祉課<br>障害者地域支援室   |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | こども政策課              |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | こども育成課              |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 幼児保育課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 医療年金課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 介護保険課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 健康増進課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 国民健康保険課             |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 地域包括支援課             |                             |  |                               |  | B |  | B |
|    | 高齢福祉課               |                             |  |                               |  | B |  | B |
| 21 | 市民活動課               | NPO・ボランティアの情報提供             | 市民活動センターやボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。  | NPO・ボランティアの情報提供事業             |  | B |  | B |
|    | 社会福祉課               |                             |  |                               |  | A |  | A |
|    | 社会福祉協議会             |                             |  |                               |  | A |  | A |

|    |          |                               |  |                        |  |   |  |   |
|----|----------|-------------------------------|--|------------------------|--|---|--|---|
| 22 | 社会福祉課    | 民生委員児童委員との連携による情報提供           | 民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。  | 民生委員児童委員との連携による情報提供事業  |  | B |  | B |
| 23 | 社会福祉協議会  | 情報誌の発行                        | 「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。   | 社協通信つくばの発行事業           |  | A |  | A |
| 24 | 社会福祉課    | 総合相談の充実                       | 行政内での相談体制について充実を図ります。  | 各課総合相談事業               |  | B |  | B |
|    | 障害者地域支援室 |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | こども政策課   |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 子育て支援室   |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | こども育成課   |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 幼児保育課    |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 医療年金課    |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 介護保険課    |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 健康増進課    |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 国民健康保険課  |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 地域包括支援課  |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | 高齡福祉課    |                               |  |                        |  | B |  | B |
| 25 | 男女共同参画室  | 総合相談の充実（行政が実施する相談の充実）         | 生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。 | 女性のための相談室運営事業          |  | B |  | B |
|    |          |                               |  | 男性のための電話相談実施事業         |  | B |  | B |
| 26 | 社会福祉課    | 福祉相談の充実                       | 市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。   | 福祉相談事業                 |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会  |                               |  |                        |  | B |  | B |
| 27 | 教育相談センター | 教育面における相談の充実                  | 各小中学校や幼稚園、医療機関、福祉部、保健医療部等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。                                  | 教育相談事業                 |  | B |  | B |
|    |          |                               |  | 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用 |  | B |  | B |
| 28 | 社会福祉課    | 地域のキーパーソンによる相談、行政との橋渡しの仕組みづくり | 地域において身近に相談できる窓口として、民生委員児童委員等における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。                                 | 行政相談システムの整備事業          |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会  |                               |  |                        |  | B |  | B |
| 29 | 介護保険課    | 施設入所者への訪問相談の充実                | 施設入所者等の相談ニーズに対応するため、状況に応じて相談員を派遣し、訪問相談を行います。   | 介護相談員派遣事業              |  | B |  | B |
| 30 | 高齡福祉課    | 市民による情報交換の場の整備                | 高齢者、障害者、子育て中の保護者など、同じニーズをもつ市民同士が情報交換や相談をすることができる場の整備を行います。   | 市民による情報交換の場の整備事業       |  | B |  | B |
|    | 障害者地域支援室 |                               |  |                        |  | B |  | B |
|    | こども政策課   |                               |  |                        |  | B |  | B |
| 31 | 地域包括支援課  | 地域ケアシステム事業の充実                 | 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため、訪問看護事業所、在宅療養支援診療所及び訪問リハビリテーション事業所が行う在宅医療に必要な機器等の整備や市町村等が行う在宅医療の充実のための整備に対する支援を行う。  | 地域ケアシステムの充実            |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会  |                               |  |                        |  | C |  | B |
| 32 | 地域包括支援課  | 高齢者ケアマネジメント体制の充実              | 地域包括支援センターを核として、地域の在宅介護支援センターを含めて、困難事例を中心に検討会を実施します。   | 圏域別ケア会議の開催             |  | B |  | B |
| 33 | 障害者地域支援室 | つくば市障害者自立支援協議会を活用した市内関係団体との協働 | 継続した協働体制・機会の周知により、多くの市内関係団体とネットワークと呼べる体制づくりを推進します。   | つくば市障害者自立支援協議会との連携     |  | B |  | B |
| 34 | 障害者地域支援室 | つくば市福祉団体等連絡協議会への支援協力          | 市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会定例会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。  | 福祉団体等連絡協議会との連携         |  | B |  | B |

|    |                    |                                    |  |                     |  |   |  |   |
|----|--------------------|------------------------------------|--|---------------------|--|---|--|---|
| 35 | 障害福祉課              | 事業者の資質の向上支援                        | 研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供し、また共有化することにより事業者のサービス等資質の向上を支援します。<br>更に、新規事業者の参入を促すよう、新規事業者も研修会や交流会に参加できるような体制づくりを検討します。                            | サービス事業者への研修会や交流会の開催 |  | B |  | B |
|    | 高齢福祉課              |                                    |  |                     |  | B |  | B |
| 36 | 社会福祉課              | 福祉人材の発掘・育成                         | 福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。  | 福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業  |  | B |  | B |
|    | 障害福祉課<br>障害者地域支援室  |                                    |  |                     |  | B |  | B |
| 37 | 障害福祉課<br>障害者地域支援室  | ケアマネジャー、ホームヘルパー、相談支援事業所の資質の向上      | 福祉サービスを円滑に提供するため、ケアマネジャーとホームヘルパーの資質向上と、相談支援事業所を中心とした情報交換を行います。   | サービス事業所との連携         |  | B |  | B |
|    | 地域包括支援課            |                                    |  |                     |  | B |  | B |
| 38 | こども政策課             | 福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり              | 第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。   | 第三者評価の受審            |  | B |  | B |
|    | こども育成課             |                                    |  |                     |  | B |  | B |
|    | 幼児保育課              |                                    |  |                     |  | B |  | B |
| 39 | こども政策課             | 指定管理者制度の適切な運用                      | 指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。   | 指定管理者制度の活用事業        |  | B |  | B |
|    | こども育成課             |                                    |  |                     |  | B |  | B |
|    | 高齢福祉課              |                                    |  |                     |  | B |  | B |
| 40 | 高齢福祉課              | 事業者の情報公開の促進                        | 透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。   | 事業者の情報公開            |  | B |  | B |
| 41 | 社会福祉課              | 生活保護世帯や虐待のある家庭、ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備 | 多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。   | 生活保護相談事業            |  | B |  | B |
|    | 子育て相談室             |                                    |  | 家庭児童相談事業            |  | B |  | B |
| 42 | 社会福祉課              | 生活困窮者への相談支援                        | 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。<br>関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。<br>関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。 | 自立相談支援事業            |  | B |  | A |
| 43 | 障害福祉課<br>障害者地域支援室  | 権利擁護や成年後見制度の周知徹底                   | 認知症高齢者や障害者(知的障害、精神障害)などで、判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と活用促進に努めます。  | 権利擁護事業<br>成年後見制度の普及 |  | B |  | B |
|    | 地域包括支援課            |                                    |  |                     |  | B |  | B |
| 44 | 障害者地域支援室           | 障害者虐待防止事業                          | 「つくば市障害者虐待防止センター」の設置により、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行っています。   | 障害者虐待防止事業           |  | B |  | B |
| 45 | 健康増進課<br>(いきいきプラザ) | 高齢者の自主的な健康づくりの支援                   | 健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。   | 高齢者の健康づくり支援事業       |  | B |  | B |
| 46 | 高齢福祉課              | 日常生活圏域単位の拠点整備                      | 高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。   | 地域密着サービスの推進         |  | A |  | B |
| 47 | 地域包括支援課            | 地域包括ケア体制の拠点整備                      | 高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した暮らしを継続できるよう、在宅介護支援センター(10ヶ所)の運営強化を推進します。  | 在宅支援センター運営指導        |  | C |  | C |
| 48 | 社会福祉課              | 社会福祉協議会の整備・充実                      | 見守り活動や地域の活性化の拠点として、社会福祉協議会の整備・充実を推進します。  | 社会福祉協議会の整備・充実       |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会            |                                    |  |                     |  | A |  | A |
| 49 | 地域包括支援課            | 地域支援事業                             | 保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士がチームとなり、「総合相談支援・権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」を実施し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。                          | 高齢者への地域支援事業         |  | B |  | B |

|    |                   |  |  |                                   |  |   |  |   |
|----|-------------------|--|--|-----------------------------------|--|---|--|---|
| 50 | 社会福祉課             | 団塊の世代への活動支援                            | 団塊の世代に対して、パソコン等の技能向上を図り、地域資源としての能力・活力を向上させる支援を行います。  | 団塊の世代への活動支援事業                     |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会           |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 51 | 高齢福祉課             | はいかい高齢者家族支援事業の実施                       | はいかい行動のみられる認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。   | はいかい高齢者家族支援サービス事業                 |  | B |  | B |
| 52 | 健康増進課             | 生活習慣病予防の実施                             | 生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業(意識啓発やイベント・研修会等)を実施します。  | 生活習慣病予防事業                         |  | B |  | B |
| 53 | スポーツ振興課           | 市民の主体的な健康づくり                           | 主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。   | スポーツ教室の実施                         |  | A |  | B |
| 54 | 障害者地域支援室          | 障害者スポーツの推進                             | 全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。   | 障害者スポーツ教室の開催(茨城県と共催)              |  | B |  | B |
| 55 | こども政策課            | ファミリーサポートセンター事業(つくば子育てサポートサービス事業)の充実   | 子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。   | ファミリーサポートセンター事業(つくば子育てサポートサービス事業) |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会           |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 56 | 医療年金課             | 乳幼児医療、小児医療の充実                          | 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者の方への啓発を図ります。日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報を入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。   | 乳幼児医療・小児医療の充実                     |  | B |  | A |
|    | 健康増進課             |  |  |                                   |  | B |  | B |
|    | 健康増進課             |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 57 | こども課(現:幼児保育課)     | 保育施設の適正な配置                             | 少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育園の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。 | 保育施設の適正配置                         |  | A |  | A |
|    | こども課(現:こども育成課)    |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 58 | こども課(現:こども育成課)    | 子どもの居場所づくり「地域子ども教室推進事業」の実施             | 学校の余裕教室や校庭、公民館や児童館など、子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「地域子ども教室推進事業」を推進します。  | 地域子ども教室推進事業                       |  | A |  | A |
| 59 | こども課(現:こども政策課)    | 地域子育て支援の拠点施設の整備推進                      | 児童福祉施設適正化配置計画をもとに、地域子育て支援拠点の整備を推進します。  | 地域子育て支援拠点の整備事業                    |  | B |  | A |
| 60 | 社会福祉課             | 避難行動要支援者の救済対策の確立                       | 行政と地域住民及び関係機関が協働しながら地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。   | 区会との連携、避難行動要支援者名簿の整備事業、福祉避難所の整備   |  | B |  | B |
|    | 社会福祉協議会           |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 61 | 防犯交通安全課           | 地域防犯体制の強化                              | ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。   | 地域防犯体制の強化                         |  | B |  | B |
| 62 | 学務課               | 子どもの安全確保                               | 各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。  | 各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携            |  | B |  | B |
|    | 教育総務課             |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 63 | 障害者地域支援室          | ひとり暮らし(日中独居含む)高齢者や自立生活を営む上での障害者の生活の見守り | 犯罪や悪徳商法の危険があるために、地域ネットワーク(見守り体制)の整備を図ります。また、インフォーマルサービスと地域包括支援ネットワークとの融合を図ります。   | 警察、消費者センターとの連携                    |  | B |  | B |
|    | 地域包括支援課           |  |  |                                   |  | B |  | B |
| 64 | 障害福祉課<br>障害者地域支援室 | 障害者の就労支援                               | 総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ります。  | 就労支援事業の充実                         |  | B |  | B |
| 65 | 高齢福祉課             | 高齢者の就労支援                               | つくば市シルバー人材センターにおいて技能訓練を行い、高齢者の就労を支援します。  | 技能訓練の実施                           |  | B |  | B |

|    |                                    |                       |  |                                 |   |   |   |   |
|----|------------------------------------|-----------------------|--|---------------------------------|---|---|---|---|
| 66 | 社会福祉課                              | 生活保護世帯受給者の就労支援        | 生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。   | 生活保護世帯受給者の就労支援事業                |   | B |   | B |
| 67 | 企画・国際課(現:企画経営課)                    | ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 | 障害の有無、年齢や性別などにかかわらず、様々な人々が利用しやすく快適に行動できるよう施設や交通機関、都市環境等について、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。  | ユニバーサルデザインの普及促進                 |   | B |   | A |
| 68 | 障害者地域支援室                           | バリアフリー化の推進            | 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、関係機関との連携により、助言等を行い、ひとにやさしいまちづくりを積極的に推進します。                                     | 公共施設のバリアフリー化                    |   | B |   | B |
| 69 | 障害福祉課                              | 障害者の居住支援              | 重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。<br>また、グループホーム・ケアホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業を行います。 | 住宅改修事業の周知                       |   | B |   | B |
| 70 | 社会福祉課                              | 生活困窮者への住居確保支援         | 離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。  | 住居確保給付金支給事業                     |   | B |   | B |
| 71 | 高齢福祉課                              | 高齢者の居住の安定確保           | 高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、高齢者居住安定確保計画を内包するつくば市高齢者福祉計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。                                   | 介護保険施設等の整備                      |   | B |   | B |
|    | 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 |                       |  |                                 | B |   | B |   |
|    |                                    |                       |  |                                 | B |   | B |   |
| 72 | 障害者地域支援室                           | 福祉有償運送の充実             | 市民のニーズに対応するために、福祉有償運送体制を充実します。   | 福祉有償運送の充実                       |   | B |   | B |
|    | 高齢福祉課                              |                       |  |                                 |   | B |   | B |
| 73 | 障害者地域支援室                           | 福祉タクシー利用券の交付          | 現在、病院(リハビリ)等への通院の際の初乗り料金の助成を行っており、利用回数や対象者数等、制度の見直しも含め、より一層の充実に努めます。   | 福祉タクシー利用券の交付事業                  |   | A |   | B |
|    | 高齢福祉課                              |                       |  |                                 |   | A |   | B |
| 74 | 総合交通政策課                            | 公共交通の整備               | 市民の日常生活における移動の利便性を確保し、二次交通網の形成を図るため、「つくバス」及び「つくタク」の運行を実施します。   | コミュニティバス「つくバス」とデマンド型交通「つくタク」の運行 |   | A |   | B |

# 地域福祉計画(第3期)進捗状況集計結果

## (中間評価)

平成30年度実施

| 調査項目                       | 評価数 | 前期評価 |       |      | 今後の方向性 |       |      |
|----------------------------|-----|------|-------|------|--------|-------|------|
|                            |     |      |       |      | A      | B     | C    |
| 1 自立と支え合い 協働と参画の地域づくり      | 34  | 1    | 33    | 0    | 1      | 33    | 0    |
| 2 だれもが十分なサービスを利用できる支援体制の充実 | 73  | 7    | 65    | 1    | 5      | 68    | 0    |
| 3 地域で安心して暮らせるための施策の充実      | 43  | 3    | 40    | 0    | 8      | 34    | 1    |
| 合 計                        | 150 | 11   | 138   | 1    | 14     | 135   | 1    |
| 合 計 (%)                    | 100 | 7.3% | 92.0% | 0.7% | 9.3%   | 90.0% | 0.7% |

### (総評)

つくば市地域福祉計画では、地域福祉を推進する方法として、74項目の施策が掲げられており、関連部局により150件の進捗評価が行われました。

前期進捗評価については、成果は上がっている又は一定の成果は上がっていると回答があったのが150件中149件、全体の99.3%であり、前期の進捗状況は概ね良好でした。

また、今後の方向性については、150件中廃止1件を除く149件(99.3%)の回答が「A:拡充」または「B:現状維持」との回答であり、計画後期の見通しについても概ね良好といえます。

## (最終評価)

令和3年度実施

| 調査項目                       | 評価数 | 最終評価 |       |      | 今後の方向性 |       |      |
|----------------------------|-----|------|-------|------|--------|-------|------|
|                            |     |      |       |      | A      | B     | C    |
| 1 自立と支え合い 協働と参画の地域づくり      | 34  | 1    | 33    | 0    | 1      | 33    | 0    |
| 2 だれもが十分なサービスを利用できる支援体制の充実 | 73  | 8    | 64    | 1    | 3      | 70    | 0    |
| 3 地域で安心して暮らせるための施策の充実      | 43  | 3    | 40    | 0    | 6      | 36    | 1    |
| 合 計                        | 150 | 12   | 137   | 1    | 11     | 138   | 1    |
| 合 計 (%)                    | 100 | 8.0% | 91.3% | 0.7% | 7.3%   | 92.0% | 0.7% |

### (総評)

最終進捗評価については、成果は上がっている又は一定の成果は上がっていると回答があったのが150件中149件、全体の99.3%であり、成果がなかった事業等が1件あったが、5年間の進捗状況としては概ね良好でした。

また、今後の方向性については、150件中149件、全体の99.3%にA拡充又はB現状維持と回答があり、完了した事業等が1件ありましたが、今後の見通しについては概ね良好といえます。

# つくば市地域福祉計画（第3期）

## 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが、住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、住民と福祉関係の事業者・団体と行政が、力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みが地域福祉です。また、その仕組みを具体的な形にまとめたものが地域福祉計画で、社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、以下の事項を含めることが求められています。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 地域福祉計画に関する国と県の動向

### (1) 国の動向

平成12年に社会福祉事業法を社会福祉法に改正して以降、少子化や高齢化の進展や度重なる自然災害の発生、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、援護局通知により地域福祉計画の改定・拡充を求めてきています。

- 「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（平成19年）
- 「高齢者の孤立防止や所在不明問題に関して市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成22年）
- 「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成26年）

### (2) 県の動向

県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために「茨城県地域福祉支援計画」を策定しています。現在推進中の第3期計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）では、「誰もが地域の一員として、ともに支えあい助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、

- 「地域における支え合いのしくみづくり」
- 「福祉に係る人材の育成」
- 「地域福祉推進のための基盤整備」

の3つを柱として、具体的施策を展開しています。

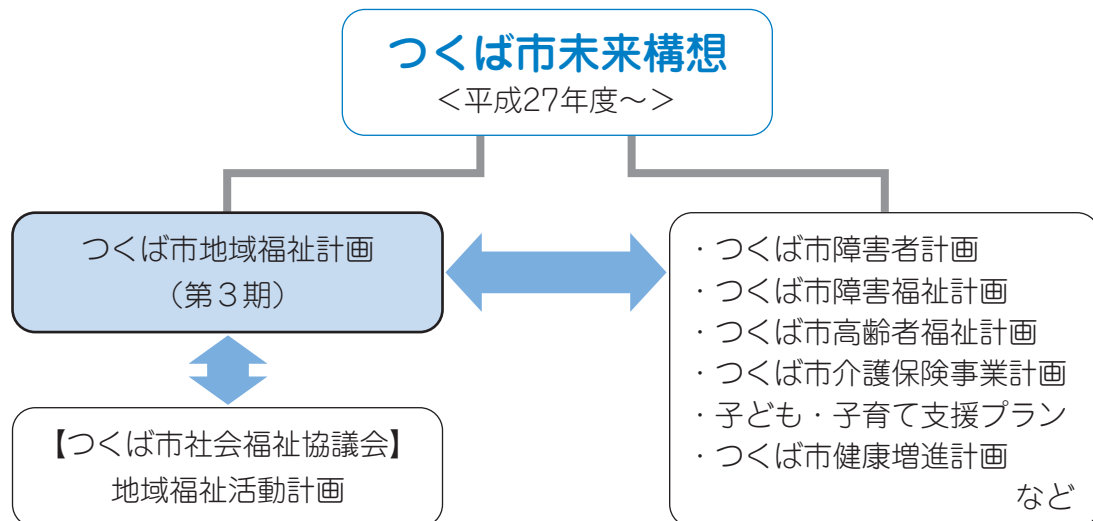
尚、平成26年度末時点で県内の市町村の地域福祉計画策定率は97.7%です。



# 「つくば市地域福祉計画（第3期）」

## （1）計画の位置づけ

「つくば市地域福祉計画（第3期）」は、下図に示すとおり、平成27年3月に策定された「つくば市未来構想」を上位計画とし、「未来構想」に示されたまちづくりの理念のなかの、「Ⅰ 人を育み、みんなで支えあうまち」、及び「Ⅱ 快適で安全・安心を実感できるまち」に呼応する個別計画として、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」との連携と、市の「障害福祉計画」や「高齢者福祉計画」、「子ども・子育て支援プラン」等の個別計画との整合を図りながら、地域を基盤とした福祉を推進するための具体的な取組の方策を示していきます。



## （2）計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とする5ヶ年を計画期間とします。  
なお、社会や市の状況の変化等を考慮し、平成30年度をめやすに中間評価を、更に平成32年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。

## （3）計画の策定方法

本計画策定にあたっては、施策の実効性の最大化を図るために、

- ① 地域福祉についての最新のニーズの把握と見極め
- ② 前（第2期）計画の施策の評価と総括
- ③ 他計画との整合性の確保

を十分に行うことを基本とし、更に社会福祉協議会が主導する地域福祉活動計画との一体的な運用を見据えて策定をすることとしました。

具体的には、「地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査」と、市民自ら市の地域福祉に関する課題やその解決策を話し合う「市民ワークショップ」を実施しました。また、市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者からなる「つくば市地域福祉計画（第3期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

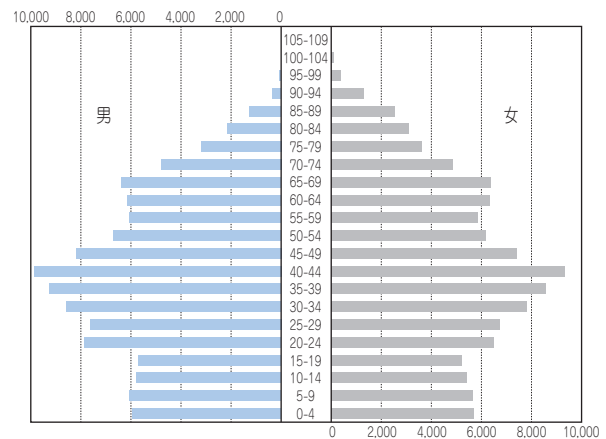
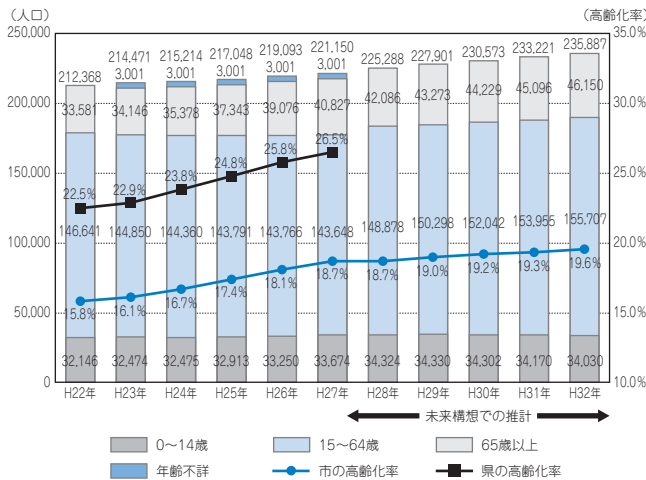


# つくば市の現状

## (1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

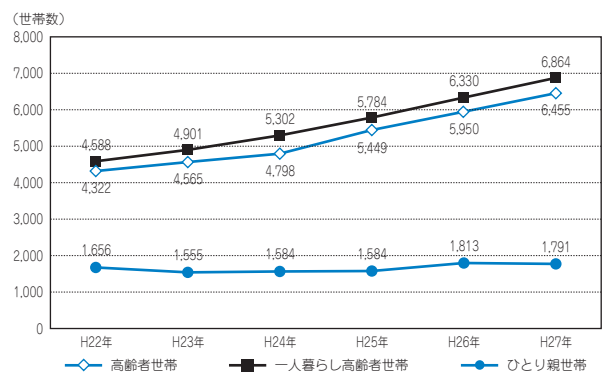
つくば市では、人口の増加傾向が続く一方で、高齢化率も上昇していますが、県全体の高齢化率よりも約8ポイント低くなっています。

人口ピラミッドでは、団塊ジュニアの世代が最も大きなピークとなっていますが、19歳以下の世代において、年齢の低下とともに再び人口が増加に向かっている点は、市の特徴といえます。



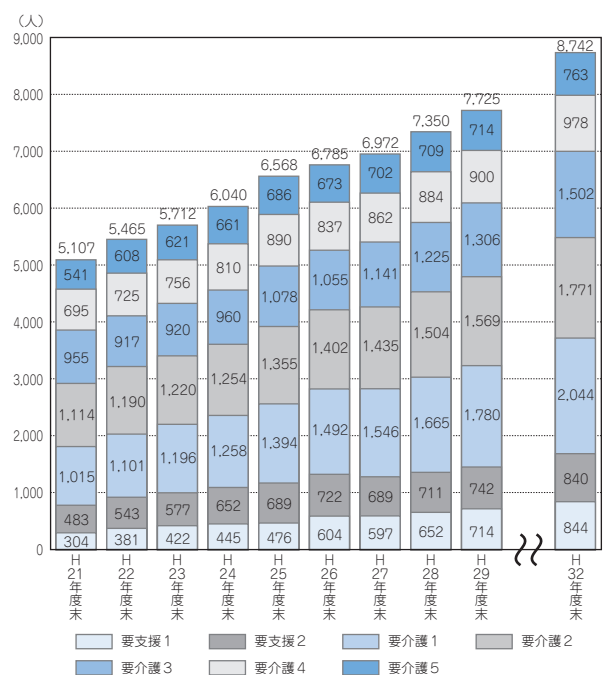
## (2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の1組の一般世帯）と高齢者一人暮らし世帯数は、平成22年から27年まで、徐々に増加しています。一方、ひとり親世帯数には明らかな傾向はみられず、過去5年間、ほぼ1,600~1,800世帯の間で推移しています。



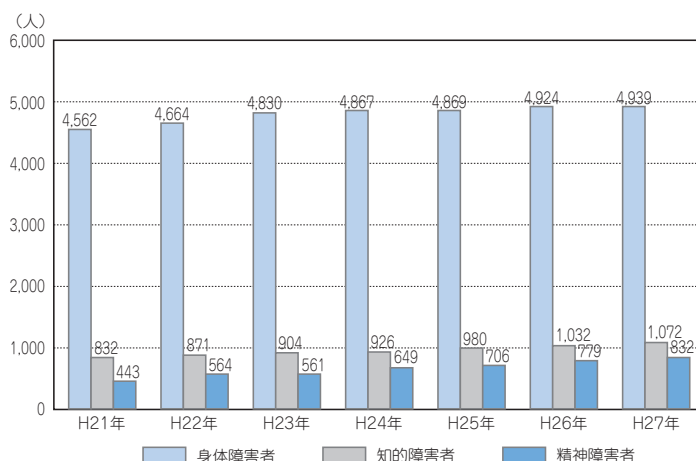
## (3) 要介護等の認定状況

つくば市では、介護認定者の総数は徐々に増加しており、平成26年度末時点で要支援1から要介護5までの総数が6,785名となっています。認定者数は、介護度の高い要介護3~5の認定者数が、平成25年度から26年度にかけて減少していますが、高齢者人口の増加に伴い、全体の認定者数は今後も当面は増加するものと見込まれます。



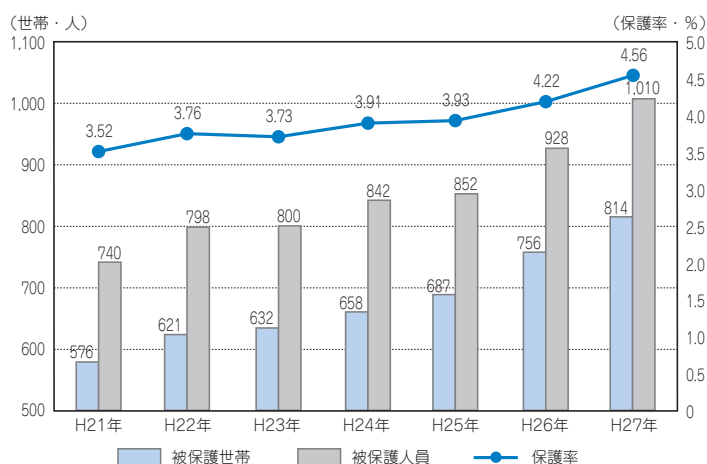
#### (4) 障害者の状況

つくば市における身体障害者については平成23年以降ゆるやかな増加を示しており、平成27年では4,939人（平成23年に対して1.02倍）となっています。知的障害者と精神障害者は身体障害者よりも増加の割合が高く、平成27年の人数を平成23年と比較すると、知的障害者数は1.19倍、精神障害者数は1.48倍となっています。



#### (5) 被保護世帯・人員の状況

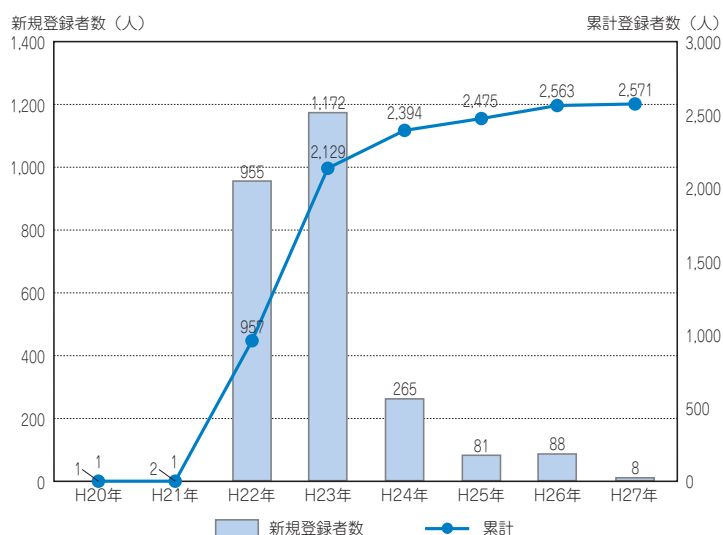
平成21年以降のつくば市における生活保護の状況は、保護世帯数、保護人員数とも年々増加しています。保護率（常住人口に対する被保護者人員の割合）が高まっていることから、人口増にとまなう増加以上に、保護世帯が増加している現状がうかがえます。



#### (6) 要援護者と援護希望者登録状況

市の「災害時要援護者避難モデルマニュアル [全体計画]」の中で定義された「要援護者」について、平成19年の厚生労働省社会・援護局通知を受け平成20年に始められた、「災害時要援護者登録制度」に則って登録された要援護者の人数は右図のとおり推移しており、平成27年時点では2,571名となっています。

なお、災害時要援護者は今後、つくば市地域防災計画の中で「避難行動要支援者」と規定され、「避難行動要支援者名簿」が作成されます。



## アンケート調査等の概要

### (1) 市民アンケート調査

|            | 一般市民向け                   | 小・中・高校向け                                       | 福祉関係事業者等向け                            |
|------------|--------------------------|--|---------------------------------------|
| 調査地域       | つくば市内                    |  |                                       |
| 調査方法       | 郵送配布・回収（小・中・高校生は学校配布・回収） |  |                                       |
| 調査期間       | 平成27年3月1日～3月20日          |  |                                       |
| 調査対象(a)    | 18歳以上の市民<br>1,200件       | 市内に通学する<br>・小学生 134件<br>・中学生 140件<br>・高校生 132件 | 福祉団体<br>民生委員・児童委員<br>福祉関係事業者等<br>450件 |
| 有効回収数(b)   | 461件                     | 406件   | 388件                                  |
| 調査回収率(b/a) | 38.4%                    | 100.0%   | 86.2%                                 |

### (2) 市民ワークショップ

|     | 日時                               | テーマ                         | ゴール   |
|-----|----------------------------------|-----------------------------|---|
| 第1回 | 平成27年<br>9月6日（日）<br>13:00～15:00  | つくば市の福祉のいいところ、足りないところはなんだろう | ①地域福祉と地域福祉計画について知る<br>②つくば市の地域福祉の課題を、話し合いを通じて明らかにする |
| 第2回 | 平成27年<br>9月26日（土）<br>14:00～16:00 | どうすれば、つくば市の福祉はもっとよくなるだろう    | ①地域福祉の課題を解決する方策を、当事者として検討する                         |

## 第2期計画の推進状況

| 調査項目                         | 評価数 | 中間評価（※1） |      |     | 方向性（※2） |      |     |
|------------------------------|-----|----------|------|-----|---------|------|-----|
|                              |     | I        | II   | III | A       | B    | C   |
| 1 自立と支え合い、協働と参画の地域づくり        | 40  | 9        | 30   | 1   | 7       | 33   | 0   |
| 2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実   | 36  | 6        | 30   | 0   | 9       | 27   | 0   |
| 3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備 | 42  | 7        | 33   | 2   | 12      | 29   | 1   |
| 合計                           | 118 | 22       | 93   | 3   | 28      | 89   | 1   |
| 合計（%）                        | 100 | 18.6     | 78.8 | 2.5 | 23.7    | 75.4 | 0.8 |

（※1）中間評価 I：成果は上がっている II：一定の成果は上がっている III：成果がない

（※2）方向性 A：拡充 B：現状維持 C：縮小または廃止

## 計画策定に当たってのポイント

市民アンケート並びに市民ワークショップの結果から、つくば市民が市の福祉に関して求めている内容、評価している内容が次のポイントに集約されました。

### ポイント1 ～市民交流の促進～

つくば市民は、地域における住民同士の支え合いが必要であると考えているが、一方でそのために住民同士が知り合う機会の創出や、支え合いの地域づくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

➡ **基本施策1**

### ポイント2 ～地域間差の是正～

つくば市民は、福祉や介護施設、病院などの医療体制が整備されていると評価している。また、福祉施設の更なる充実を求める一方で、地域間での整備の状況にばらつきがあることを指摘している。

➡ **基本施策2&3**

### ポイント3 ～情報発信の進化～

つくば市民は、市からの情報発信は十分ではないと考えている。情報を得る手段として今後も市の広報紙に7割を超える市民が期待している一方で、紙面の情報の内容（あり方）に検討・改善が求められている。

➡ **基本施策2**

### ポイント4 ～福祉教育の充実～

およそ8割の小中高生は、困っている人のお手伝いをしたいと考えているが、半数以上の人には福祉について十分な理解をしていないと思っている。

➡ **基本施策1**

## 計画の基本目標

「つくば市未来構想」が示す、つくば市の未来の都市像を次のとおり示し、

**住んでみたい 住み続けたいまち つくば**  
～ 人と自然と科学が育む スマート・ガーデンシティ ～

更に「つくば市戦略プラン」では、「選ばれるまち」を目指し、まちづくりの理念を実践していくとしています。

住んでみたいまちとして選ばれ、住んでみたら住み続けたいと思われるこのつくば市の未来像を、地域福祉の側面から実現した「福祉で選ばれるまち」となるための個別計画として、本計画の目標は次のとおりとしました。

**みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり**

## 計画の基本施策

市民から一定の評価を得ている福祉施設や医療体制をつくば市の強みの起点とし、サービスの質や量を更に充実させる施策をきめ細かく配置させることでこの強みを更に伸ばし、結果として未来構想に沿った「福祉で選ばれるまち」につながるように、第3期計画の基本施策を以下のとおり設定しました。

### 基本施策1 自立と支えあい 協働と参画の地域づくり

「つくば市市民協働のガイドライン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

計画策定のポイント1と4に対応します。

### 基本施策2 だれもが十分なサービスを利用できる支援体制の充実

本施策では、だれもが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、サービスの充実のための社会福祉事業の健全な発達を支援するための項目を整理しました。

計画策定のポイント2と3に対応します。

### 基本施策3 地域で安心して暮らせるための施策の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための施策をまとめました。

計画策定のポイント2に対応します。

## 計画の体系

計画の基本目標と基本施策，更に各基本施策から展開された具体的な福祉テーマの全体像を以下に示します。

| ポイント             | 目標                           | 基本政策   | テーマ   |
|------------------|------------------------------|--|---|
| 市民交流の促進<br>ポイント1 | みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり | <b>基本施策1</b><br>自立と支えあい<br>協働と参画の<br>地域づくり<br>→ポイント1,4 | ①市民を主体とした共同事業の展開と参加の促進<br>②人びとが近隣で支えあえる地域の創造<br>③「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発   |
| 地域間差の是正<br>ポイント2 |                              | <b>基本施策2</b><br>だれもが十分なサービスを利用できる支援体制の充実<br>→ポイント2,3   | ①多様なサービス提供主体の参入促進<br>②だれもが必要な情報を入手できる仕組みづくり<br>③だれもが安心して相談できる仕組みづくり<br>④だれもが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり<br>⑤福祉サービスの質の向上<br>⑥セーフティネットの充実               |
| 情報発信の進化<br>ポイント3 |                              | <b>基本施策3</b><br>地域で安心して暮らせるための施策の充実<br>→ポイント2          | ①高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援<br>②市民の健康づくりのための活動の推進<br>③地域で安心して子育てができる環境づくり<br>④防災・防犯対策の充実<br>⑤就労支援の充実<br>⑥ユニバーサルデザインのまちづくり<br>⑦居住支援のまちづくり<br>⑧移動手段の確保 |
| 福祉教育の充実<br>ポイント4 |                              |  |   |

## つくば市地域福祉計画（第3期）概要版

平成28年3月

発行：つくば市 福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

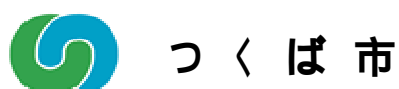
電話：029-883-1111（代表）



# つくば市地域福祉計画（第3期）

（平成28年度～平成32年度）

抜 粋





## 施策名

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の策定 事業評価への市民参加の促進</li> <li>・食生活改善推進員の活動支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主体のイベントの支援</li> <li>・市民協働による地域福祉の推進</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域単位での支えあいのまちづくりの推進</li> <li>・区会の設立及び区会加入の促進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツを通じた交流の促進</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉概念の普及・啓発</li> <li>・ノーマライゼーション理念の普及・啓発</li> <li>・心のバリアフリー化についての意識啓発</li> <li>・参加しやすいボランティア活動の創出</li> <li>・小中学校における福祉・環境教育の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護活動の推進</li> <li>・市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発</li> <li>・男女共同参画意識の啓発</li> <li>・差別禁止の意識啓発</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体によるサービス提供の促進</li> <li>・ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材バンクの充実</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報つば・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実</li> <li>・NPO・ボランティアの情報提供</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員との連携による情報提供</li> <li>・情報誌の発行（社会福祉協議会）</li> </ul>                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談の充実</li> <li>・総合相談の充実（行政が実施する相談の充実）</li> <li>・福祉相談の充実</li> <li>・教育面における相談の充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のキーパーソンによる相談，行政との橋渡しの仕組みづくり</li> <li>・施設入居者への訪問相談の充実</li> <li>・市民による情報交換の場の整備</li> </ul>    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム事業の充実</li> <li>・高齢者ケアマネジメント体制の充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・つば市障害者自立支援懇談会を活用した市内関係団体との協働</li> <li>・つば市福祉団体等連絡協議会への支援協力</li> </ul>                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の資質の向上</li> <li>・福祉人材の発掘・育成</li> <li>・ケアマネジャー，ホームヘルパー，相談支援事業所の資質の向上</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり</li> <li>・指定管理者制度の適切な運用</li> <li>・事業者の情報公開の促進</li> </ul>                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯や虐待のある家庭，ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備</li> <li>・生活困窮者への相談支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護や成年後見制度の周知徹底</li> <li>・障害者虐待防止事業</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の自主的な健康づくりの支援</li> <li>・日常生活圏域単位の拠点整備</li> <li>・地域包括ケア体制の拠点整備</li> <li>・社会福祉協議会の整備・充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業</li> <li>・団塊の世代への活動支援</li> <li>・はいかい高齢者家族支援事業の実施</li> </ul>                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の主体的な健康づくり</li> <li>・障害者スポーツの推進</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポートセンター事業（つば子育てサポートサービス事業）の充実</li> <li>・乳幼児医療，小児医療の充実</li> <li>・保育施設の適正な配置</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくり「地域子ども教室推進事業」の実施</li> <li>・地域子育て支援の拠点施設の整備推進</li> </ul>                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の救済対策の確立</li> <li>・地域防犯体制の強化</li> <li>・ひとり暮らし（日中独居含む）高齢者や自立生活を営む上での障害者の生活の見守り</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全確保</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の就労支援</li> <li>・高齢者の就労支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯受給者の就労支援</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化の推進</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の居住支援</li> <li>・生活困窮者への住居確保支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の居住の安定確保</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送の充実</li> <li>・福祉タクシー利用券の交付</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の整備</li> </ul>  |



## 施策の展開

### 基本施策 1 自立と支えあい 協働と参画の地域づくり

|     |                      |
|-----|----------------------|
| テーマ | 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進 |
|-----|----------------------|

市民を主体とした協働事業の展開を図るため、「つくば市市民協働ガイドライン（＊）」に基づき、多様な形態で市民との協働事業を推進します。

（＊）市民と行政が協働して、公共的課題の解決に当たるための指針を定めたもの。

| 施策名                     | 内容  | 主な事業   | 担当課                       |
|-------------------------|---|--|---------------------------|
| 地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進 | 地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。   | 市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価                              | 社会福祉課                     |
| 食生活改善推進員の活動支援           | 各地区で食生活改善のための伝達講習や食育普及活動に積極的に取り組めるよう、食生活改善推進員の増加・育成を支援することで、地区組織活動の充実を図ります。 | 食生活改善推進員の活動支援事業                                  | 健康増進課                     |
| 市民主体のイベントの支援            | 各種大会やまつりについて、市民主体の企画運営を目指し支援を行います。（チャレンジアートフェスティバル・おひさまサンサン生き生きまつり）         | 敬老福祉大会<br>おひさまサンサン生き生きまつり<br>チャレンジアートフェスティバル事業、等 | 高齢福祉課<br>障害福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 市民協働による地域福祉の推進          | 市民、行政、様々な組織と、市民協働によって地域福祉の充実を目指します。   | 市民協働のスポーツ活動推進事業<br>アイラブつくばまちづくり寄付基金活用事業等         | スポーツ振興課<br>市民活動課          |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| テーマ | 人びとが近隣で支えあえる地域の創造 |
|-----|-------------------|

安心した暮らしの基盤となる、地域で人びとが互いに支えあえる関係づくりを、農村部から研究学園都市部まで、市内全域において推進します。

| 施策名                  | 内容  | 主な事業                    | 担当課              |
|----------------------|---|-------------------------|------------------|
| 小地域単位での支えあいのまちづくりの推進 | 支部事業を中心に、地域ごとに行われるお祭りやふれあい事業等を実施することで、小地域単位の支えあいのまちの土台づくりを行います。 | ふれあい・いきいきサロン事業          | 高齢福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 区会の設立及び区会加入の促進       | 地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、様々な場面において区会への加入を推進します。                   | 区会の設立及び区会加入の促進、区会との連携強化 | 市民活動課            |
| スポーツを通じた交流の促進        | つくば市体育協会と協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図り、地域間交流・家族交流を促進します。 | スポーツ・レクリエーション活動の充実      | スポーツ振興課          |

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| テーマ | 「新しい公共（ ）」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 |
|-----|-------------------------------|

ノーマライゼーションの考え方やインクルージョンの理念、男女共同参画社会など、充実した地域福祉の実現に関する基礎的な考え方を、市民の方にむけ情報提供します。

（ ）新しい公共：社会をつくる公的な仕事を、行政だけでなく、市民、各種団体、事業者が連携し協働で行う考え方。

| 施策名                | 内容   | 主な事業                        | 担当課              |
|--------------------|--|-----------------------------|------------------|
| 地域福祉概念の普及・啓発       | 地域福祉に関する考え方を市内に広めます。   | 地域福祉出前講座                    | 社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ノーマライゼーション理念の普及・啓発 | 障害への理解が進むことで、障害者の方が安心して生活ができるよう、地域での支えあいの体制を構築します。                   | チャレンジアートフェスティバル<br>体験乗馬療法教室 | 障害福祉課            |
| 心のバリアフリー化についての意識啓発 | 心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、障害者の社会参加を促進できるよう広報「つくば」等を活用して、市民の意識啓発を行います。 | ノーマライゼーション理念の普及、啓発          | 障害福祉課            |

|                      |  |   |                             |
|----------------------|--|---|-----------------------------|
| 参加しやすいボランティア活動の創出    | ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、一般市民を対象とした講演会や講座等などを引き続き実施します。  | ボランティア参加機会の創出事業                               | 障害福祉課<br>地域包括支援課<br>社会福祉協議会 |
| 小中学校における福祉・環境教育の推進   | 支え合いの精神を育てるため、学校教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。  | 福祉教育<br>道徳教育<br>環境教育                          | 社会福祉課<br>社会福祉協議会<br>教育指導課   |
| 人権擁護活動の推進            | 市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。  | 人権教育<br>人権啓発<br>人権相談                          | 市民活動課                       |
| 市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発 | 地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。  | 社会教育等   | 文化振興課                       |
| 男女共同参画意識の啓発          | 男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組みます。<br>また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人一人の能力や行動力を高めます。 | 男女共同参画会議<br>男・女セミナー<br>男女共同参画室だよりの発行<br>出前講座等 | 男女共同参画室                     |
| 差別禁止の意識啓発            | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向をみながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。   | 差別禁止の意識啓発                                     | 障害福祉課                       |

## 基本施策 2 だれもが十分なサービスを利用できる支援体制の充実

|     |                  |
|-----|------------------|
| テーマ | 多様なサービス提供主体の参入促進 |
|-----|------------------|

地域福祉の充実に欠かせない NPO・ボランティアや事業者，社会福祉協議会等が，その持てる力を更に高めるために必要な支援を行っていきます。

| 施策名                     | 内容   | 主な事業                          | 担当課                       |
|-------------------------|--|-------------------------------|---------------------------|
| 多様な主体によるサービス提供の促進       | NPO・ボランティア，社会福祉協議会，事業者等による，それぞれの特性をいかした効果的なサービスの提供を促進します。  | ボランティアセンターの充実                 | 社会福祉課<br>社会福祉協議会          |
| ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供 | 中間支援施設である市民活動センターを拠点として，NPO 法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流，各種相談サービス，ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信，講座・セミナー等による団体のスキルアップなど，さらなる市民活動の支援を提供していきます。<br>市民の生涯学習活動を支援するボランティアを育成するほか，ボランティア活動の機会を提供していきます。<br>ボランティアセンターを拠点として，市民ボランティアの育成と人材を活用し，活動支援や学習する機会の充実を図るとともに，情報提供を行います。 | ボランティア，ボランティア団体の育成支援，子ども教室の開催 | 市民活動課<br>文化振興課<br>社会福祉協議会 |
| 人材バンクの充実                | 市民活動センター登録団体情報と社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体情報を相互活用し，人材バンクの充実を図ります。  | 人材バンクの充実                      | 市民活動課<br>社会福祉課<br>社会福祉協議会 |

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| テーマ | だれもが必要な情報を入手できる仕組みづくり |
|-----|-----------------------|

市民のだれもがつくば市で安心して暮らすために必要とする福祉情報を、よりわかりやすく、よりかんたんに入手できるように、広報「つくば」や市のホームページをはじめ多様な媒体を使った情報提供の仕方を工夫するとともに、提供する情報の充実を図ります。

| 施策名                         | 内容   | 主な事業                  | 担当課  |
|-----------------------------|--|-----------------------|--|
| 広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実 | 地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報「つくば」や各種情報誌、市のホームページ、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報の充実を図ります。内容の充実だけでなく、見やすさ（文字、図表、イラストなど）など、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。 | 各課関係情報の充実<br>情報誌の充実   | 社会福祉課<br>障害福祉課<br>こども課<br>医療年金課<br>介護保険課<br>健康増進課<br>国民健康保険課<br>地域包括支援課<br>高齢福祉課 |
| NPO・ボランティアの情報提供             | 市民活動センターやボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。  | NPO・ボランティアの情報提供事業     | 市民活動課<br>社会福祉課<br>社会福祉協議会  |
| 民生委員児童委員との連携による情報提供         | 民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。  | 民生委員児童委員との連携による情報提供事業 | 社会福祉課  |
| 情報誌の発行                      | 「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。   | 社協通信つくばの発行事業          | 社会福祉協議会  |

|     |                     |
|-----|---------------------|
| テーマ | だれもが安心して相談できる仕組みづくり |
|-----|---------------------|

新たに「男女共同参画」も含め、さまざまな困りごとを抱えた人が、信頼・安心して相談できる身近な窓口を整備・充実させるとともに、高齢・障害・子育てなどの面で同じニーズを持った市民の方々が情報交換できる場をつくっていきます。

| 施策名                           | 内容   | 主な事業                             | 担当課  |
|-------------------------------|--|----------------------------------|--|
| 総合相談の充実                       | 行政内での相談体制について充実を図ります。  | 各課総合相談事業                         | 社会福祉課<br>障害福祉課<br>こども課<br>医療年金課<br>介護保険課<br>健康増進課<br>国民健康保険課<br>地域包括支援課<br>高齢福祉課 |
| 総合相談の充実<br>(行政が実施する<br>相談の充実) | 生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行います。<br>また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。 | 女性のための相談室運営事業<br>男性のための電話相談実施事業  | 男女共同参画室  |
| 福祉相談の充実                       | 市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。   | 福祉相談事業                           | 社会福祉課<br>社会福祉協議会   |
| 教育面における相談の充実                  | 各小中学校や幼稚園、医療機関、福祉部、保健医療部等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。                                      | 教育相談事業<br>県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用 | 教育相談センター   |
| 地域のキーパーソンによる相談、行政との橋渡しの仕組みづくり | 地域において身近に相談できる窓口として、民生委員児童委員等における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。                                     | 行政相談システムの整備事業                    | 社会福祉課<br>社会福祉協議会   |
| 施設入所者への訪問相談の充実                | 施設入所者等の相談ニーズに対応するため、状況に応じて相談員を派遣し、訪問相談を行います。   | 介護相談員派遣事業                        | 介護保険課  |
| 市民による情報交換の場の整備                | 高齢者、障害者、子育て中の保護者など、同じニーズをもつ市民同士が情報交換や相談をすることができる場の整備を行います。   | 市民による情報交換の場の整備事業                 | 高齢福祉課<br>障害福祉課<br>こども課   |

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| テーマ | だれもが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり |
|-----|---------------------------------|

地域で福祉サービスを必要としている方々のニーズに応える体制の整備と充実を図るとともに，市内の福祉関係団体との連携を深めます。

| 施策名                           | 内容   | 主な事業               | 担当課                |
|-------------------------------|--|--------------------|--------------------|
| 地域ケアシステム事業の充実                 | 在宅ケアチームの編成及び再検討を重点的に行い，支援の輪の拡充を推進します。また，地域ケアコーディネーター，保健・医療・福祉の関係者や行政職員，地域住民，社会福祉協議会及び各支部との連携を強化し，より効果的な支援ができるようネットワークを構築します。 | 地域ケアシステムの充実        | 地域包括支援課<br>社会福祉協議会 |
| 高齢者ケアマネジメント体制の充実              | 地域包括支援センターを核として，地域の在宅介護支援センターを含めて，困難事例を中心に検討会を実施します。   | 圏域別ケア会議等の開催        | 地域包括支援課            |
| つくば市障害者自立支援懇談会を活用した市内関係団体との協働 | 継続した協働体制・機会の周知により，多くの市内関係団体とネットワークと呼べる体制づくりを推進します。   | つくば市障害者自立支援懇談会との連携 | 障害福祉課              |
| つくば市福祉団体等連絡協議会への支援協力          | 市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会定例会への情報提供及び情報交換を行い，活動の支援を行います。  | 福祉団体等連絡協議会との連携     | 障害福祉課              |

|     |             |
|-----|-------------|
| テーマ | 福祉サービスの質の向上 |
|-----|-------------|

だれもが十分なサービスを受けることができるように、第三者による評価の受審や事業者の情報公開を通じた福祉サービスの質の向上と、人材の育成につながる研修事業等の施策を推進します。

| 施策名                           | 内容  | 主な事業                | 担当課                       |
|-------------------------------|---|---------------------|---------------------------|
| 事業者の資質の向上支援                   | 研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供し、また共有化することにより事業者のサービス等資質の向上を支援します。<br>更に、新規事業者の参入を促すよう、新規事業者も研修会や交流会に参加できるような体制づくりを検討します。 | サービス事業者への研修会や交流会の開催 | 障害福祉課<br>高齢福祉課            |
| 福祉人材の発掘・育成                    | 福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。   | 福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業  | 社会福祉課<br>障害福祉課<br>地域包括支援課 |
| ケアマネジャー、ホームヘルパー、相談支援事業所の資質の向上 | 福祉サービスを円滑に提供するため、ケアマネジャーとホームヘルパーの資質向上と、相談支援事業所を中心とした情報交換を行います。  | サービス事業所との連携         | 障害福祉課<br>地域包括支援課          |
| 福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり         | 第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。  | 第三者評価の受審            | こども課                      |
| 指定管理者制度の適切な運用                 | 指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。  | 指定管理者制度の活用事業        | こども課<br>高齢福祉課             |
| 事業者の情報公開の促進                   | 透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。  | 事業者の情報公開            | 高齢福祉課                     |



|     |             |
|-----|-------------|
| テーマ | セーフティネットの充実 |
|-----|-------------|

生活保護世帯やひとり親家庭，生活困窮の方等にとってのセーフティネットとなる支援を行えるよう，関係機関が連携します。また，市民の権利を守るための権利擁護事業の推進や成年後見制度等の周知を図ります。

| 施策名                                | 内容   | 主な事業                 | 担当課              |
|------------------------------------|--|----------------------|------------------|
| 生活保護世帯や虐待のある家庭，ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備 | 多様な事情により生活に困難がある家庭に対し，関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。   | 生活保護相談事業<br>家庭児童相談事業 | 社会福祉課<br>こども課    |
| 生活困窮者への相談支援                        | 生活困窮者の相談に応じ，アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し，必要なサービスの提供につなげます。<br>関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。<br>関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。 | 自立相談支援事業             | 社会福祉課            |
| 権利擁護や成年後見制度の周知徹底                   | 認知症高齢者や障害者（知的障害，精神障害）などで，判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう，日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と活用促進に努めます。  | 権利擁護事業<br>成年後見制度の普及  | 障害福祉課<br>地域包括支援課 |
| 障害者虐待防止事業                          | 「つくば市障害者虐待防止センター」の設置により，障害者の虐待に関する通報の受理，障害者の保護や相談・指導及び助言を行っています。   | 障害者虐待防止事業            | 障害福祉課            |

### 基本施策3 地域で安心して暮らせるための施策の充実

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| テーマ | 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援 |
|-----|-----------------------------|

高齢者やその家族が安心して暮らせるために、健康づくりや能力の向上につながる事業の推進，地域で支援するための拠点の整備とケアマネジメントの実施，更に，はいかい行動のある認知症高齢者の家族への位置情報端末の貸与等の支援を行います。

| 施策名              | 内容  | 主な事業              | 担当課                |
|------------------|---|-------------------|--------------------|
| 高齢者の自主的な健康づくりの支援 | 健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。  | 高齢者の健康づくり支援事業     | 健康増進課<br>(いきいきプラザ) |
| 日常生活圏域単位の拠点整備    | 高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。  | 地域密着サービスの推進       | 高齢福祉課              |
| 地域包括ケア体制の拠点整備    | 高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らしを継続できるよう、在宅介護支援センター（10ヶ所）の運営強化を推進します。   | 在宅支援センター運営指導      | 地域包括支援課            |
| 社会福祉協議会の整備・充実    | 見守り活動や地域の活性化の拠点として、社会福祉協議会の整備・充実を推進します。   | 社会福祉協議会の整備・充実     | 社会福祉課<br>社会福祉協議会   |
| 地域支援事業           | 保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士がチームとなり、「総合相談支援・権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」を実施し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 | 高齢者への地域支援事業       | 地域包括支援課            |
| 団塊の世代への活動支援      | 団塊の世代に対して、パソコン等の技能向上を図り、地域資源としての能力・活力を向上させる支援を行います。   | 団塊の世代への活動支援事業     | 社会福祉課<br>社会福祉協議会   |
| はいかい高齢者家族支援事業の実施 | はいかい行動のみられる認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。   | はいかい高齢者家族支援サービス事業 | 高齢福祉課              |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| テーマ | 市民の健康づくりのための活動の推進 |
|-----|-------------------|

健康づくりにつながるスポーツ事業や生活習慣病予防のための事業を実施し、市民の健康づくりを応援します。

| 施策名          | 内容  | 主な事業                 | 担当課     |
|--------------|---|----------------------|---------|
| 生活習慣病予防の実施   | 生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修会等）を実施します。 | 生活習慣病予防事業            | 健康増進課   |
| 市民の主体的な健康づくり | 主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。                                  | スポーツ教室の実施            | スポーツ振興課 |
| 障害者スポーツの推進   | 全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。                        | 障害者スポーツ教室の開催（茨城県と共催） | 障害福祉課   |

|     |                     |
|-----|---------------------|
| テーマ | 地域で安心して子育てができる環境づくり |
|-----|---------------------|

地域子育て支援拠点の整備や保育施設の適正配置，ファミリーサポートセンター事業の充実を図り，子育てを支えています。また，医療福祉費支給制度の継続とともに，制度の周知を徹底します。

| 施策名                                  | 内容   | 主な事業                               | 担当課             |
|--------------------------------------|--|------------------------------------|-----------------|
| ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実 | 子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり，地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし，子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。   | ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）  | こども課<br>社会福祉協議会 |
| 乳幼児医療，小児医療の充実                        | 小児医療福祉費支給制度については，引き続き，保護者の方への啓発を図ります。日ごろから気軽に相談できる，かかりつけ医を持ち，保護者が正しい情報を入手活用し，適切な受診行動ができるよう周知を図ります。   | 乳幼児医療・小児医療の充実<br>適切な受診行動につながる情報の周知 | 医療年金課<br>健康増進課  |
| 保育施設の適正な配置                           | 少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために，年々増加する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化，効率性，サービスの水準を検討しながら，民間保育園の特性，機動性，柔軟性を活用して，子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。 | 保育施設の適正配置                          | こども課            |
| 子どもの居場所づくり「地域子ども教室推進事業」の実施           | 学校の余裕教室や校庭，公民館や児童館など，子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として，地域の大人の協力のもと，子どもたちがさまざまな体験をすることができる「地域子ども教室推進事業」を推進します。  | 地域子ども教室推進事業                        | 教育指導課           |
| 地域子育て支援の拠点施設の整備推進                    | 児童福祉施設適正化配置計画をもとに，地域子育て支援拠点の整備を推進します。  | 地域子育て支援拠点の整備事業                     | こども課            |

|     |            |
|-----|------------|
| テーマ | 防災・防犯対策の充実 |
|-----|------------|

防災活動や防犯活動の実施にあたり不可欠な行政と関係団体との連携の強化を、防犯に関するボランティアやサポーター活動への支援を通じて進めます。また子どもの安全確保のための学校との連携や、高齢者を犯罪から守るための地域ネットワークの整備を進めます。

| 施策名                                    | 内容   | 主な事業  | 担当課              |
|--|--|---|------------------|
| 避難行動要支援者の救済対策の確立                       | 行政と地域住民及び関係機関が協働しながら地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。                         | 区会との連携，避難行動要支援者名簿の整備事業，福祉避難所整備事業                | 社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 地域防犯体制の強化                              | ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援，防犯・環境美化サポーター活動の強化，各種防犯施策の継続等により，市民の防犯意識の高揚を図ります。   | 地域防犯体制の強化                                       | 危機管理課            |
| 子どもの安全確保                               | 各学校と連携を図りながら，安全で安心な学校づくりの推進に努めます。  | 各学校との連携，関係各課及び関係機関との連携<br>地域との連携による学校の防災力強化推進事業 | 学務課<br>教育総務課     |
| ひとり暮らし（日中独居含む）高齢者や自立生活を営む上での障害者の生活の見守り | 犯罪や悪徳商法の危険があるために，地域ネットワーク（見守り体制）の整備を図ります。また，インフォーマルサービスと地域包括支援ネットワークとの融合を図ります。 | 警察，消費者センターとの連携                                  | 障害福祉課<br>地域包括支援課 |

|     |         |
|-----|---------|
| テーマ | 就労支援の充実 |
|-----|---------|

安心した暮らしを支える就労確保に向け、障害者や高齢者への技能訓練を実施します。また、生活保護世帯受給者の就労支援体制も、生活困窮者自立支援制度との連携を図りながら強化していきます。

| 施策名            | 内容  | 主な事業             | 担当課   |
|----------------|---|------------------|-------|
| 障害者の就労支援       | 総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ります。 | 就労支援事業の充実        | 障害福祉課 |
| 高齢者の就労支援       | つくば市シルバー人材センターにおいて技能訓練を行い、高齢者の就労を支援します。                             | 技能訓練の実施          | 高齢福祉課 |
| 生活保護世帯受給者の就労支援 | 生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。                        | 生活保護世帯受給者の就労支援事業 | 社会福祉課 |

|     |                  |
|-----|------------------|
| テーマ | ユニバーサルデザインのまちづくり |
|-----|------------------|

障害の有無や年齢，性別に関係なく，すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリーのまちづくりを推進します。

| 施策名                   | 内容   | 主な事業            | 担当課    |
|-----------------------|--|-----------------|--------|
| ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 | 障害の有無，年齢や性別などにかかわらず，様々な人々が利用しやすく快適に行動できるよう施設や交通機関，都市環境等について，ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。                | ユニバーサルデザインの普及促進 | 企画・国際課 |
| バリアフリー化の推進            | 「高齢者，障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」，「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき，関係機関との連携により，助言等を行い，ひとにやさしいまちづくりを積極的に推進します。 | 公共施設のバリアフリー化    | 障害福祉課  |

|     |            |
|-----|------------|
| テーマ | 居住支援のまちづくり |
|-----|------------|

障害を持った方の日常生活を容易にするために、住宅改修費用の一部助成を行う制度の情報発信を進めます。また新たな、生活困窮者に対する住宅確保給付金事業の周知と推進に努めます。

| 施策名           | 内容   | 主な事業   | 担当課             |
|---------------|--|--|-----------------|
| 障害者の居住支援      | 重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。<br>また、グループホーム・ケアホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業を行います。 | 住宅改修事業の周知<br>特定障害者特別給付費事業                        | 障害福祉課           |
| 生活困窮者への住居確保支援 | 離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。  | 住居確保給付金支給事業                                      | 社会福祉課           |
| 高齢者の居住の安定確保   | 高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。   | 介護保険施設等の整備<br>市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 | 高齢福祉課<br>営繕・住宅課 |



|     |         |
|-----|---------|
| テーマ | 移動手段の確保 |
|-----|---------|

市民の方からの強いニーズのある市内公共交通の充実について、制度の持続性と利便性向上の両立を目指した検討を進めます。また福祉有償運送及び福祉タクシーの制度は今後も継続して実施していきます。

| 施策名          | 内容   | 主な事業                            | 担当課            |
|--------------|--|---------------------------------|----------------|
| 福祉有償運送の充実    | 市民のニーズに対応するために、福祉有償運送体制を充実します。                                       | 福祉有償運送の充実                       | 障害福祉課          |
| 福祉タクシー利用券の交付 | 現在、病院（リハビリ）等への通院の際の初乗り料金の助成を行っており、利用回数や対象者数等、制度の見直しも含め、より一層の充実に努めます。 | 福祉タクシー利用券の交付事業                  | 障害福祉課<br>高齢福祉課 |
| 公共交通の整備      | 市民の日常生活における移動の利便性を確保し、二次交通網の形成を図るため、「つくバス」及び「つくタク」の運行を実施します。         | コミュニティバス「つくバス」とデマンド型交通「つくタク」の運行 | 交通政策課          |

## 計画の推進と進捗管理

### 1 市民協働ガイドラインに則った計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを進めるために、つくば市では平成 21 年に「市民協働ガイドライン」を制定しました。地域福祉計画についても、この「ガイドライン」に則り、各施策を推進することが求められます。

「ガイドライン」には、次に示す 3 つの原則・ルールが定められています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この原則を共通のものとして理解することが重要です。

#### 『市民協働のまちづくり』の原則・ルール

##### 情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

##### 自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取り組みを支援することが大切です。

##### 対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

## 2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働ガイドラインの考え方に基づき、以下のとおり整理しました。

### 【市 民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

### 【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

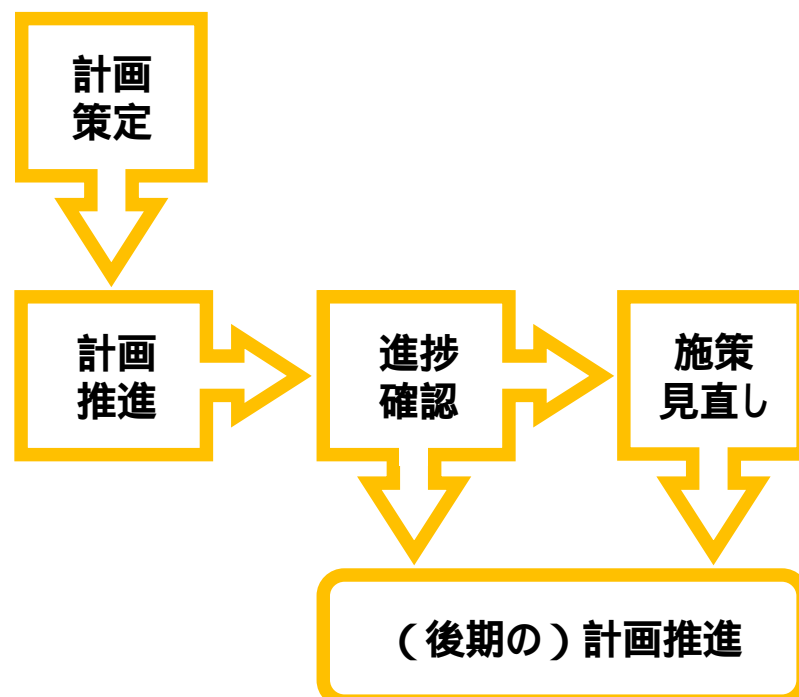
- ・市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

### 【行 政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・計画で位置づけた74の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

## 3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画（第3期）」は、第2期計画と同様、計画の中間年（平成30年）度をめやすとして各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行います。中間年における各課での進捗確認と結果の集約、及び見直しのステップは、社会福祉課において主導します。



### 3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

#### つくば市地域福祉計画（第3期）策定委員会名簿

| 分野          | 団体等名称             | 役職名   | 氏名     |
|-------------|-------------------|-------|--------|
| 地域住民        | つくば市区会連合会         | 会長    | 小原 正彦  |
|             |                   | 副会長   | 木田 和雄  |
|             | 一般公募              |       | 塚本 順也  |
|             |                   |       | 吉武 礼子  |
|             | つくば市民生委員児童委員連絡協議会 | 会長    | 慶野 多美子 |
| 保健・医療・福祉関係者 | つくば市シルバークラブ連合会    | 会長    | 伊藤 達也  |
|             | つくば市福祉団体等連絡協議会    | 会長    | 江藤 睦   |
|             | つくば市社会福祉協議会       | 副会長   | 石川 進   |
|             | つくば市ボランティア連絡協議会   | 世話人代表 | 柘植 法子  |
|             | NPO法人ままとーん        | 代表理事  | 野島 真奈美 |
|             | つくば保健所            | 所長    | 本多 めぐみ |
|             | つくば市医師会           | 会長    | 中田 義隆  |
| 学識経験者       | 国立大学法人筑波大学        | 講師    | 名川 勝   |
|             | 国立大学法人筑波技術大学      | 准教授   | 山脇 博紀  |
|             | つくば市議会文教福祉常任委員会   | 委員長   | 古山 和一  |

平成 26 年 12 月 22 日現在（委嘱期間 3 年間）

## つくば市地域福祉計画(第3期)

平成28年3月

発行：つくば市福祉部社会福祉課  
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
電話 029-883-1111(代表)  
FAX 029-868-7543